

岩手県医療局管理規程第4号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																
1	<p>(指定代理納付者による納付)</p> <p>第30条の2 会計出納員及び現金取扱員は、納入義務者が、収入金の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2第1項で定める者のうち局長が指定した者（以下「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する同条第2項で定める証券その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の収入金を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、会計出納員及び現金取扱員は、当該収入金の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該収入金を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(強制執行等)</p> <p>第40条 収入徴収担当者は、前条第2項の期限を経過してもなお履行されない債権について、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）</u>第171条の2各号に掲げる措置をとろうとする場合は、その理由、所属年度、収入科目及び金額を記載した文書によりあらかじめ局長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(償却の特例)</p> <p>第158条 [略]</p> <p>2 有形固定資産で、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）<u>第8条第3項の規定により当該帳簿価額</u>が1円に達するまで減価償却を行おうとするものがあるときは、経営管理課総括課長はあらかじめその旨及びその年数について局長の決裁を受けなければならない。</p> <p>別表第4（第157条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>構造又は用途</th> <th>細目</th> <th>耐用年数 (年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)					<p>(指定代理納付者による納付)</p> <p>第30条の2 会計出納員及び現金取扱員は、納入義務者が、収入金の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。<u>以下「政令」という。</u>）第157条の2第1項で定める者のうち局長が指定した者（以下「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する同条第2項で定める証券その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の収入金を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、会計出納員及び現金取扱員は、当該収入金の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該収入金を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(強制執行等)</p> <p>第40条 収入徴収担当者は、前条第2項の期限を経過してもなお履行されない債権について、<u>政令第171条の2各号</u>に掲げる措置をとろうとする場合は、その理由、所属年度、収入科目及び金額を記載した文書によりあらかじめ局長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(償却の特例)</p> <p>第158条 [略]</p> <p>2 <u>償却資産である有形固定資産</u>で、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）<u>第15条第3項の規定に基づきその帳簿価額</u>が1円に達するまで減価償却を行おうとするものがあるときは、経営管理課総括課長はあらかじめその旨及びその年数について局長の決裁を受けなければならない。</p> <p>別表第4（第157条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>構造又は用途</th> <th>細目</th> <th>耐用年数 (年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)				
種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)															
種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)															

[略]			
建物	[略]	[略]	[略]
	簡易建物	木製主要柱が10センチメートル角以下の ものでトタンぶきの もの	[略]
	建物附属 設備		[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]			

[略]			
建物	[略]	[略]	[略]
	簡易建物	木製主要柱が10センチメートル角以下の ものでトタンぶきの もの <u>仮設のもの</u>	[略]
	建物附属 設備		<u>7</u>
	[略]	[略]	[略]
[略]			

2 別表第2 (第16条関係)

[略]

資本金

款	項	目	節	コード 番号	備 考
自 己 資 本 金				[略]	固有資本金（企業開始の時（法適用の時）における資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債及び基金の合計額を控除した額）並びに出資金（他会計からの出資金）及び組入資本金（ <u>地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第25条及び地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号。以下「再評価規則」という。）第11条の規定による組入額</u> ）
[略]					

剰余金

款	項	目	節	コード 番号	備 考
資 本 剩 余	再 評 価			[略]	令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額か

別表第2 (第16条関係)

[略]

資本金

款	項	目	節	コード 番号	備 考
自 己 資 本 金				[略]	固有資本金（企業開始の時（法適用の時）における資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債及び基金の合計額を控除した額）並びに出資金（他会計からの出資金）及び組入資本金
[略]					

剰余金

款	項	目	節	コード 番号	備 考
資 本 剩 余	再 評 価			[略]	<u>地方公営企業法施行令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合に</u>

金	積立金			ら再評価以前の帳簿価額を控除した額から、再評価規則第10条の規定により再評価日現在の繰越欠損金を埋めた額を控除した額
		[略]		
利益剰余金	減債積立金		[略]	法第32条第1項、令第24条第1項の規定により企業債の償還に充てるため積み立てた額
			[略]	法第32条第1項、令第24条第2項及び第3項の規定により積み立てた額
	その他積立金	建設改良積立金	[略]	令第24条第4項の規定により建設又は改良のために積み立てた額
		[略]		
[略]				

別表第7（第177条関係）

[略]

1 [略]

2 診療センター別コード

診療センター名	コード
沼宮内地域診療センター	[略]
大迫〃	[略]
[略]	

3・4 [略]

様式第16号（別表第1関係）

[略]

[略]	整理	収納額	[略]
-----	----	-----	-----

余価	積立金			おける再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額から、再評価日現在の繰越欠損金を埋めた額を控除した額
		[略]		
利益剰余金	減債積立金		[略]	企業債の償還に充てるため積み立てた額
			[略]	欠損金をうめるために積み立てた額
	その他積立金	建設改良積立金	[略]	地方公営企業法施行令第24条第1項の規定により建設又は改良のために積み立てた額
		[略]		
[略]				

別表第7（第177条関係）

[略]

1 [略]

2 診療センター別コード

診療センター名	コード
沼宮内地域診療センター	[略]
花泉〃	21
大迫〃	[略]
[略]	

3・4 [略]

様式第16号（別表第1関係）

[略]

[略]	整理	収納額	[略]
-----	----	-----	-----

月 日	金 額	<u>完結印</u>	

[略]

様式第17号 (別表第1関係)

[略]

[略]	整 理			[略]	収納額
	月 日	金 額	<u>完結印</u>		

[略]

月 日	金 額		

[略]

様式第17号 (別表第1関係)

[略]

[略]	整 理		[略]	収納額	[略]
	月 日	金 額			

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、同年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の医療局財務規程第158条第2項の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

3 この規程による改正後の医療局財務規程様式第16号及び様式第17号は、この規則の施行の日以後に備え、及び保管する帳簿について適用し、同日前に備え、保管している帳簿については、なお従前の例による。

4 この規程による改正前の医療局財務規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。